

「放送法施行規則及び
基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令
の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■ 意見募集期間 : 令和8年5月30日(土)から同年6月29日(月)まで

■ 提出意見件数 : 55件(法人:35件、個人:20件)

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○放送関係事業者等 【35件】 (意見提出順)

株式会社中国放送、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社テレビ朝日ホールディングス、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、読売テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社テレビ信州、札幌テレビ放送株式会社、株式会社山梨放送、青森放送株式会社、西日本放送株式会社、株式会社テレビ岩手、株式会社TBSテレビ、中京テレビ放送株式会社、山口放送株式会社、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社宮城テレビ放送、株式会社福島中央テレビ、株式会社長崎国際テレビ、関西テレビ放送株式会社、株式会社高知放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社熊本県民テレビ、株式会社テレビ東京、中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ、北日本放送株式会社、株式会社テレビ宮崎、四国放送株式会社、株式会社テレビ大分、株式会社鹿児島読売テレビ、東海テレビ株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社

○個人 【20件】

No	提出された意見【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を 踏まえた案の 修正の有無
1 放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について			
1	○ マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて2系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、民間放送事業における将来の選択肢を増やし、経営基盤の強化に繋がり、その趣旨に賛同いたします。 いっぽうで、実際にその制度を使うかどうかは、民間放送事業者が経営判断として主体的に決めることが大切だと考えています。 さらに、今後の経営環境の変化に迅速に対応できるように本制度を運用していくなかで、民間放送事業者側の要請があれば、見直しや改正など、柔軟な制度整備を要望させていただきます。 【日本テレビ放送網株式会社】	賛同の御意見として承ります。 なお、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無
2	○ マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて2系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することについて、弊社はローカル局の経営の選択肢が増えることには賛同します。新たな制度を活用するかどうかは、個社の経営判断に委ねられるべきと考えます。更に今後経営環境の変化に速やかに対応できるように、ローカル局側から要請があれば、見直しや改正など、柔軟な制度整備を進めていただくことを要望させていただきます。 【株式会社福島中央テレビ】		
3	○ テレビ放送に関して、同一放送対象地域内にて広域放送を除いて2系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正する		

	ことは、将来の選択肢が増えることにつながり、ローカル局の経営基盤を強化する観点から賛同いたします。その一方で、放送・経営の自律性の観点から、実際にその制度を選択するかどうかについては、民間放送事業者が自らの経営判断で、主体的に決めることが重要だと考えます。そのうえで、この制度を運用していくにあたっては、民間放送事業者から要請があれば、見直しや改正を行っていただくよう要望いたします。 【日本海テレビジョン放送株式会社】		
4	○ テレビ放送の同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて2系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、ローカル局の経営基盤を強化する観点から経営の選択肢が増えることに賛同します。 一方で、実際にその制度を使うかどうかは、民間放送事業者が経営判断として主体的に決めることが大切だと考えています。 さらに、今後の経営環境の変化に迅速に対応できるよう、民間放送事業者側の要請があれば、見直しや改正など、柔軟な制度整備を要望させていただきます。 【山口放送株式会社】		
5	○ マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて2系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、民間放送事業における将来の選択肢を増やし、経営基盤の強化に繋がると考えますので、その趣旨には賛同いたします。 一方で、実際にその制度を使うかどうかは、民間放送事業者が経営判断として主体的に決めることが大切と考えています。 さらに、今後の経営環境の変化に迅速に対応できるように本制度を運用していくなかで、民間放送事業者側の要請があれば、見直しや改正、さらに適切な範囲での事業費補助など、柔軟な制		

	度整備を要望させていただきます。 【株式会社テレビ岩手】		
6	○ ローカルテレビ局である当社は、民間放送事業者の経営上の選択肢が広がることを望ましいと考えております。このような観点から、マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内において広域放送を除き2系統までの兼営・支配を可能とする今回の制度見直しの趣旨に賛同いたします。本見直しは、民間放送事業における経営の自由度を高めるとともに、経営基盤の強化に資するものと考えます。 一方で、本制度の活用については、各民間放送事業者がそれぞれの経営状況や地域の特性を踏まえ、自らの経営判断により主体的に決定できることが重要であると考えます。 さらに、放送事業を取り巻く環境は今後とも変化していくことが想定されます。このため、本制度の運用にあたっては、民間放送事業者の要請や実情を踏まえ、必要に応じて見直しや改正を行うなど、柔軟な制度整備をお願いしたいと考えます。 【株式会社テレビ新潟放送網】		
7	○ 地上基幹放送において、同一放送対象地域内で2系統までの兼営・支配を可能とする規定改正は、当社を含めた民間放送事業者にとって、経営の選択肢が増えることになり賛同します。ただし、あくまでも経営の選択肢の一つであり、本制度を利用するかは、個社の経営判断であるべきだと考えています。また、国内放送を持続させていくという方針を達成するためにも、今後の民間放送事業の環境変化に対応できるよう、本制度の見直しや改正など、柔軟な制度整備を要望します。 【株式会社宮城テレビ放送】		
8	○ 経営の選択肢を広げる本緩和案は、地域の放送インフラを守るための現実的な一手として賛同します。しかし、本制度はあく		

	まで「地域の放送ネットワークを持続させるための経営手段」の一つに過ぎません。その選択や運用は、地域の特性や視聴者のニーズを最もよく知る地元の放送事業者自身が、自律的な経営判断のもとで主体的に決めるべきものです。民間放送事業者の意思に反した再編・統合が誘発されることがない制度運用を強く求めます。 【株式会社福岡放送】		
9	○ マスメディア集中排除原則の緩和により、同一地域内で2系統までの兼営・支配を可能とする見直しは、将来の選択肢の拡大と経営基盤強化に資するものとして賛同します。 一方で、多様性・地域性の確保は基本であり、制度の活用は各地域の放送局が合意のうえ主体的に判断すべきで、再編の強制はあってはなりません。また、必要に応じ制度の柔軟な見直しを求めます。 【広島テレビ放送株式会社】		
10	○ マスメディア集中排除原則を緩和して、テレビ放送について同一放送対象地域内において2系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、経営基盤の強化の観点から、民間放送事業における将来の選択肢を広げるものとして賛同します。ただし、実際にこの制度を適用するかどうかは、民間放送事業者の経営判断として主体的に行うものであると理解しています。 【株式会社テレビ信州】		
11	○ マスメディア集中排除原則を見直し、テレビにおいても同一放送対象地域において広域放送を除き2系統まで兼営・支配を可能とすることについては、ローカル局経営の選択肢を増やす意味で規定を設けることに賛同致します。ただ1局2波により地域情報の多元性・多様性に影響を与える懸念は拭えず、制度の		

	運用は当該放送局同士の慎重な判断によってのみ実施されるべきと考えます。 【四国放送株式会社】		
12	○ 同一放送対象地域内における複数のテレビ局の兼営・支配を認めることは、多様性や地域性の棄損を最小限にとどめ視聴者の多様な番組の視聴機会を確保しながら、経営の効率化につながる選択肢を広げる施策であるため、同規制緩和に賛同する。 今後も、放送を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、経営の選択肢を広げる規制緩和や制度の見直しが行われることを要望する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】		
13	○ テレビ放送について、同一放送対象地域内において複数の放送系の兼営・支配（いわゆる「1局2波」）を可能とする制度改革については、厳しい経営環境に直面するローカル局としては、将来の選択肢を拡大するものとして、基本的に賛同いたします。 制度運用にあたっては、各事業者の主体性を尊重し、現場の実態に即した柔軟性を保持していただくよう希望します。 【株式会社テレビ金沢】		
14	○ マスメディア集中排除原則を見直して、テレビ放送について、同一放送対象地域内において広域放送を除き2系統までの兼営・支配を可能とする改正案については、経営基盤の強化や持続的なサービスの提供といった民間放送事業者共通の課題解決に資する選択肢を増やすものであり、その趣旨に賛同いたします。 一方で人口、地域経済、視聴者ニーズ、事業者の規模といった経営環境は、放送対象地域によって大きく異なります。本制度の設計にあたっては、民間放送事業者が主体的な経営判断に基づき選択できることを前提とし、その運用にあたっては、地域の実情や経営環境を十分に踏まえたうえで適切な検証と柔軟な見直		

	しが行われることを要望いたします。 【株式会社長崎国際テレビ】		
15	○ マスメディア集中排除原則の緩和により、同一放送対象地域内において 2 系統までの兼営・支配を可能とすることは、経営環境が厳しさを増す地方放送局にとって、将来的な経営基盤強化のための重要な選択肢の一つになると前向きに受け止めています。 地方局においては、業務効率の向上や放送設備の共有化などによるコスト削減が急務となっております。一方で、実際にこの制度を活用するか否かは、各地域の市場環境や各社の経営戦略に基づき、民間放送事業者が主体的に判断すべき事項であると考えます。また 1 局 2 波を選択肢として検討する場合には、放送設備の共同利用や集約化に対する財政的・税制的な支援など、経営の経済合理性を高めるための実効性のある支援措置を併せて講じることも必要だと考えます。 今後も、地方の多様な経営実態に即した柔軟な制度運用と、必要に応じたさらなる規制緩和の検討を要望いたします。 【株式会社山梨放送】		
16	○ マスメディア集中排除原則を緩和して、地上テレビ放送について、同一放送対象地域において 2 局まで兼営・支配を可能とすることは、民間放送事業者の経営維持に向けた将来の選択肢が増え、経営基盤強化に繋がるものとして賛同いたします。 一方で、基幹放送において情報の多元的な提供による多様性の確保と地域性の確保は、基本的かつ重要な概念として変わりません。地域の実情をよく理解し、地域社会に貢献してきたローカル放送事業者同士が合意の上で再編・統合を選択することが大原則であり、民間放送事業者が個々の経営判断として主体的に決めることが大切と考えます。	賛同の御意見として承ります。 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、御理解のとおり「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第 4 次取りまとめ（以下「第 4 次取りまとめ」といいます。）において、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内	無

	ローカル放送事業者それぞれが地域情報を取材・発信することで、多元性・多様性が確保され、権力の監視の役割も担えます。同一放送対象地域において2局まで兼営・支配が可能となっても、情報の多元性・多様性が担保されることが前提としてあるべきです。 【札幌テレビ放送株式会社】	の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところで す。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配については広域放送を除き2局までとするものです。 なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。	
17	○ ローカル局の経営基盤を強化する観点から経営の選択肢が増えることには賛同します。 しかしながら、新たな制度を活用するかどうかは、個社もしくは同一エリア内の局同士の経営判断に委ねられるべきであり、国や行政から強制されるべきではなく、その選択肢が有効であるかの検討が必要であると考えます。 総務省においては、このスタンスを引き続き堅持し、局の意に沿わない形での経営統合・兼営等を推進したり働きかけたりしないよう希望します。 取りまとめ文中、「同一放送対象地域内において複数局の兼営・支配を可能とすることにより、組織や拠点の共通化によるコスト削減が可能となり、効率化によって得られたリソースをコンテンツ制作や地域における新たなビジネス展開に割り振ることも期待されるほか、仮に柔軟な番組編成が可能となれば、より魅力あるコンテンツ制作につながる可能性もあると考えられる。以上を踏まえ、ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、	賛同の御意見として承ります。 なお、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。	無

	同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当である」とありますが、実際問題として、経営統合してもチャンネル数を維持するのであれば、制作費の削減は難しく（番組数は変わりませんから）、営業収入も現在と同等の額が必要となります。 バックオフィス（総務・人事・経理など）は統合できるかもしれませんが、もともと地方局はこの部門の要員が少ないので、人件費削減効果はあまり期待できません。 【株式会社熊本県民テレビ】		
18	○ テレビ放送について同一放送対象地域内において 2 系統までの兼営・支配を可能とすることは、民放事業者の将来の選択肢として用意するという意味で、理解できるものです。 今回の省令改正を経ても、各地域において民放事業者が多様性を確保し多元的な情報提供を継続していくことは、何ら変わることなく重要であると考えています。 【株式会社 TBS テレビ】	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、御理解のとおり第 4 次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き 2 局までとするものです。	無
19	○ インターネットメディアの普及により情報の多様化・多元化が飛躍的に進むなか、今後も急速な変化が予想されるメディア環境において、放送事業者が持続可能な経営を実現するためには、自由な経営判断ができる環境を整えることが欠かせません。同一県内におけるマス排緩和（一局二波等）は、経営効率の向上、新規事業への投資、コンテンツ制作力の強化（良質な地域情報の提供）など、事業展開における多様な選択肢を生み出す可能性が期待されると考えます。 その一方で、市民の知る権利を守り、権力を監視し、社会課題を提起する地域報道の視点が兼営・支配によって画一化しかねない懸念は無視できません。また、設備や業務の集約・統合に伴う事業コスト削減などについては、現時点では具体的な成果や		

	効果が必ずしも明確ではないため、それらの趣旨を踏まえた慎重な検討をお願いします。以上を踏まえると、懸念はあるものの総じていえば、今回の改正案の方向性については理解いたします。 【北日本放送株式会社】		
20	○ 本改正において単一の事業者が複数局を兼営・支配できるようになることは、人口減少とそれに伴う経済的疲弊を経験する地域社会にとって有効な施策と考えられる。一方で、そうした制度改正にあたっては「地域性確保策」を講じるべきことがこれまでに繰り返し指摘されてきたが、本改正においてはそうした要素は盛り込まれておらず、「第4次取りまとめ」でも「今後の方向性」として附帯的に論じられているに過ぎない。このことは将来にわたって地域における地域情報の不足と「ニュース砂漠化」をもたらしうるものであるから、マス排の緩和と「確保策」が同時に実装されないことに強い懸念を表す。そもそもマスメディア集中排除原則の趣旨たる3要素（多様性・多元性・地域性）の定義が曖昧であることはこれまでに多くの論者から指摘されてきたし、（主に法学者以外の）研究者にはその画定に向けて議論を蓄積してきた者も多くみられる。そうした視点が本改正の議論の過程においてほとんど言及されていないことには合理的な説明が求められるのではないか。 【個人 02】		
21	○ 本省令の改正案は『デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会』の第4次取りまとめを踏まえ、地上波テレビ放送の“同一県域1局2波”を可能とする内容となっています。取りまとめで示された「地方局の経営基盤強化のため、なるべく多くの選択肢を準備しておくことが重要」という考え方については賛同しますが、“1局2波”についてはマスメディア集中排	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、御理解のとおり第4次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送	無

	除原則の理念である放送の「多元性・多様性・地域性」を損ない、情報の画一化や情報量の減少を招くことが懸念されます。経済合理性についても地域によって、効果は限定的で、逆に弱体化につながらないかと危惧しております。 放送局は系列によって、また同一地域内でも、局ごとに企業文化が異なることからニュース取材や番組制作、セールス手法に違いが見られ、地域社会との関係性にも差異があります。競い合うことによって、それぞれに地域の民主主義の発達や地元経済の発展、地域文化の振興に寄与してきたと考えます。 仮に統合しても、企業統治や法令遵守に関する考え方を合一し、社員に浸透させ、新しい企業文化を築くには数十年単位の長い時間がかかると思われます。“1局2波”が制度的に可能になっても、統合後の道のりを考えた場合、地域によっては、経営基盤の強化にならないのではないかと思います。これまでのキー局、準キー局との関係を重視しながら地域との信頼関係を深化させ、地域づくりに参画していくことが、経営基盤強化につながると考えます。 【青森放送株式会社】	の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。	
22	○ マスメディア集中排除原則の例外として、ラジオ放送の既存規定を下敷きに、テレビ放送についても同一放送対象地域内において2系統までの兼営・支配を可能とする規定を追加することは、民放事業における将来の選択肢のひとつとして理解できるものです。 基幹放送において、情報の多元的な提供による多様性の確保と、地域性の確保は基本的かつ重要な概念であり、今回の規定追加にあたっては、基幹放送普及計画の当該規定に何ら変更はありません。その重要性に鑑みれば、地域の実情をよく理解し地域社会に貢献してきた地元テレビ局同士が合意のうえで、これを		

	選択することが大原則であり、意に反した再編・統合を強要されることがあってはなりません。 【一般社団法人日本民間放送連盟】		
23	○ 地上テレビ放送においても同一放送対象地域内において広域放送を除き、2 系統までの兼営・支配を可能とする規定を追加することは、民放事業者の経営の選択肢を拡大する観点から理解できるものです。 ただ、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の第 4 次取りまとめ（案）に対する意見でも指摘したように、ローカル局の中には「地域性を損なうおそれがある」「地域メディアの役割を果たせなくなるおそれがある」といった意見もあり、効率化について懐疑的な意見もあります。また、取りまとめでも「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある」と指摘しています。 基幹放送普及計画では、「基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること」と規定されていて、この規定に何ら変更はありません。その重要性に鑑みれば、新たな制度を選択するかどうかは、視聴者の視点に立って、その地域に根差した放送事業者同士が合意のうえで判断することが前提だと考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】		
24	○ 民間放送事業者の経営の柔軟性を確保し、持続可能な放送サービスを維持するため、マスメディア集中排除原則について、一定の緩和の必要性は理解する。 放送局は地域に根ざした情報の発信、災害時の迅速な報道、地域文化の継承・発信といった公共的役割を維持することが不可欠であり、地域社会に密着した報道と文化的価値の共有を確保しながら、制度の柔軟な運用が重要だ。		

	緩和策の利用は、地域の実情をよく理解したローカル局の自主自律に基づく経営判断で行われるべきだ。 【読売テレビ放送株式会社】		
25	○ 総務省は本改正案において、地上テレビ放送事業者による同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を可能とし、放送事業者の経営の選択肢を増やすことによって、将来においても放送サービスが持続・確保できるよう法制度面から支援する考えと理解しています。 しかし、本案の具体的な活用は、地域や系列固有の事情、株主等の意向も踏まえつつ、地上テレビ放送事業者自らが経営判断すべき重要事項です。行政が制度の活用を強要したり、経営戦略に介入することは決してあってはならないと考えます。 【株式会社テレビ東京】		
26	○ 同一放送対象地域内における複数局の兼営・支配について、2系統までの兼営・支配を可能とする規定の追加は、将来の経営上の選択肢として理解できるものです。また「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）」では不明瞭だった広域放送に係る指針が、明確化されたことを評価します。しかしながら、地域の実情や放送事業者の判断が尊重される形で、これを選択することが大原則と考えます。 【東海テレビ放送株式会社】		
27	○ 同一放送対象地域内における地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和、および、認定報道持株会社制度における地上テレビジョン放送に係る兼営・支配緩和につきましては、将来の経営の選択肢を広げるものとして理解いたします。 一方で、その制度運用にあたっては、関係する地元テレビ局同士の自律的な合意を原則とし、意に反した統合を強いられない		

	仕組みを担保することが必要です。概要にある「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要」という方針は極めて重要であり、制作体制の一本化に伴う地域情報流通量の低下を防ぐことが不可欠です。 特に地域の防災・減災に果たすローカル局の役割は極めて重要です。仮に複数局の兼営・支配が実現した場合でも、住民の生命に関わる災害時には、各局が自主・自律を旨としてきめ細かな情報発信を個別に果たすべきで、本来多層的に伝えられるべき情報の充実度や多様性が損なわれることがあってはならないと考えます。 【中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ】		
28	○ 同一地域において複数の放送局の兼営・支配を認める見直しについては、経営基盤の強化につながる可能性という点で一定の理解ができます。 しかし、高知のような3局地区で2局が兼営・支配となった場合、残る1局は広告取引等で不利な立場となり、地域における情報発信力の低下や、言論の多様性が損なわれることも懸念されます。 制度見直しにあたっては、単なる規制緩和にとどまらず、兼営・支配局および非兼営・支配局への影響を十分考慮した慎重な対応が必要と考えます。 【株式会社高知放送】		
29	○ 本制度の適用は、経営維持が極めて困難となった放送事業者が経営持続のための最終的な選択肢として、あくまで限定的に位置づけられるべきです。実際の適用にあたっては、地域の特性や経営悪化の度合い、兼営・支配後も従来の災害報道体制が維持されるかといった、多角的な検証が可能なガイドラインの整備を求めます。		

	【株式会社中国放送】		
30	○ マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について同一放送地域内で2系統までの兼営・支配を可能とする改正は、ローカル局を取り巻く厳しい環境に鑑み、経営基盤の強化につながり得る選択肢を拡大する制度整備と理解します。地域における放送の多元性・多様性・地域性を損なわないよう、「2局まで」と歯止めをかけたものと理解します。 改正された制度を活用するかどうかは、民間放送事業者の自主・自律の経営判断に委ねられるべきものであると考えます。今後の制度運用では、放送の多元性など健全な情報空間が確保され、地元の視聴者が享受する利益を棄損することがないよう、民間放送事業者の要請を踏まえた見直しや改正など柔軟な対応を要望いたします。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、御理解のとおり第4次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無
31	○ 1局2波によって経営の選択肢が増えること自体は否定するものではありません。ただし、制度の利用は各放送事業者の主体的な選択肢であって、再編や統合を促す方向で運用されるべきではありません。 また、これまでの有識者会議等で議論の核となっていた「多元性・多様性・地域性」をどのように担保、配慮するのか今回の改正案上で明示されていない点を懸念します。	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、御理解のとおり第4次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ	無

	1局2波によって従来不足していた系列の番組を地域内で提供し得る場合、これに係る区域外再放送の必要性については地元放送による代替可能性も踏まえて改めて検討されるべきと考えます。 放送系数に関するルールについては、放送事業者が意図せず制度に抵触することがないように、算定方式や適用関係を分かりやすく明示していただきたいと思います。 【株式会社テレビ大分】	放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 また、区域外再放送に関する御意見については、放送行政に対する御意見として承ります。	
32	○ マスメディア集中排除原則を緩和し、地上テレビ放送の兼営・支配を2局まで可能とする今回の見直しについて、ローカル局の経営環境が厳しさを増す中での選択肢拡大という趣旨は理解いたします。 しかしながら、本制度の運用にあたっては、放送対象地域における「1局2波（複数局の兼営）」の議論と、弊社の「クロスネット」という経営形態は性質が異なることを強く認識していただきたいと思います。 「1局2波」の議論は、主に経営が困難な地域における放送局の集約化を前提としておりますが、弊社のようなクロスネット局は、単独の放送局として複数の系列番組を編成することで、広範な視聴者ニーズに応え、地域における情報的多様性を長年担保してまいりました。	御指摘のとおり、いわゆる「クロスネット局」は、今回の制度改正によるマスメディア集中排除原則の緩和により可能となるいわゆる「1局2波」とは別のものであると承知しております。 なお、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無

	今後、本制度が施行された場合においても、クロスネット局が果たす公共的価値を損なうことのないよう、制度の運用にあたっては個別の放送局の経営判断や地域特性を十分に尊重し、画一的な集約化を促すような運用とならないことを強く求めます。 【株式会社テレビ宮崎】		
33	○ マスメディア集中排除原則の緩和に反対する。 日本のメディアは、現在でも「報道の自由度」の低下が問題視されている。 その原因は、主要メディア大手の支配による所が大きい。 また、地方局においては マスメディア集中排除原則に違反する反社会団体が ラジオ局を経営し、外国人差別・LGBT 差別・戦争扇動など 異常な放送を行っている実態がある（唐津市 FM からつ、浦添市 FM21、下関市 カモン FM など）。 公共の電波が 特定の企業に独占され 公益から外れる事を防止するのが、マスメディア集中排除原則ではないのか。 「安定した放送」というのなら、一社の経営に委ねず 参入資本を分割・分散する事こそ、安定化だろう。 独占・寡占を促す改定案を見直し、資本の分散を図るべきだ。 【個人 04】	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第4次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無
34	○ 断固反対します。少規模であろうと複数の独立したメディアを守る方向に政府は力を注ぐべきです。 少数大企業メディアのみが生き残っても健全な表現の自由、報道の自由、批判性のある報道は保てず、むしろ廃れていくのは間違いありません。日本を昔のような、大本営発表ばかりが流れる国に戻したいのですか？大反対です。 【個人 06】		
35	○ マスメディア集中排除原則は、独占を禁止して、放送・報道の		

	偏重を防ぎ、限られたチャンネル数の中で参加企業に機会を与える為のものはず。 その意義に全く反する今回の改定に、全面的に反対します。 一社が複数局を支配する状態が、健全とは到底思えませんし、それをやらせようとする政府も、おかしいのではないかと思います。 人口減少を緩和の理由にしていますが、それならば、テレビ局だけが肥大するのはおかしいのではないのでしょうか。 むしろ、1つのチャンネルを小規模の複数社により運営させ、多様化を計り冗長性を持たせるべきです。 法案とは真逆に、マスメディア集中排除原則を厳格化し、メディア各社の技術的な標準化を計り、ひとつの電波帯域の相乗りを行える様、整備するべきです。 【個人 07】	
36	○ テレビチャンネルに関する今回の省令ですが、偏った情報発信にならないように一つの会社が複数のチャンネルの経営権を持つべきでないと思います。 番組を見ると、左翼がかった番組ばかりで保守的な番組がなく、偏った情報を多くのチャンネルから国民に押し付けるみたいになっております。 情報の多様化の為にも、複数の会社による情報発信という形にすべきだと思います。 【個人 12】	
37	○ 最近感じるのは、どのテレビ局のニュース番組を見ても、扱う話題や論調、出演者が似通っており、チャンネルごとの特色が薄れていることです。視聴者としては、複数の局を視聴しても新たな情報や多様な視点に触れる機会が少なく、物足りなさを感じています。	

	昭和の時代には、各局がそれぞれ独自の番組作りや編成を行い、ニュースや娯楽に多様性があったように記憶しています。 テレビの役割は、単に同じ情報を繰り返し伝えるのではなく、各局が独自の視点や地域性、創意工夫を生かした情報や娯楽を提供することにあるのではないのでしょうか。今回の制度改革においても、経営効率だけでなく、放送の多元性・多様性が維持されるよう十分な配慮を求めます。 【個人 11】	
38	○【意見の概要】 認定放送持株会社による複数放送局の支配関係の緩和、および特定役員の定義見直し等の一連の規制緩和案に対し、日本の放送・メディア制度の健全性と民主主義を根底から揺るがす重大な欠陥があるため、全面的に反対いたします。 【具体的な理由】 1. 新聞等による系列問題（クロスオーナーシップ）の悪化と「言論の独占」 諸外国では民主主義を守るため、同じ資本が新聞とテレビを同時に所有・支配することを厳しく制限するルール（クロスオーナーシップ規制）が一般的です。 しかし我が国では、大手の新聞社がキー局を子会社化し、さらにそのキー局（認定放送持株会社）が地方のテレビ局やラジオ局を系列化するという、「新聞・テレビ・ラジオの一体支配（系列化問題）」が長年放置されてきました。 ただでさえ新聞とテレビが同じ情報源・同じ論調で世論を誘導しやすい構造にある中、今回の改正案によって持株会社による地方局の「複数支配」や「人事的支配（特定役員の送り込み）」まで緩和すれば、この系列化の歪みは極めて致命的なレベルに	

	達します。特定の大手新聞・テレビの巨大複合メディアグループが、地方の言論空間まで完全に画一化・独占する道を拓くものであり、断じて容認できません。 2. 深刻化する偏向報道問題と「辺野古重大事故」を巡る報道不信 現在、テレビ・新聞等の既存メディアに対しては「都合の良い事実のみを切り取る偏向報道」であるとして、国民から極めて厳しい不信の目が向けられています。 その象徴的な例が、近年沖縄県名護市辺野古周辺で発生した一連の重大事故（安和栈橋でのダンプカーによる警備員死亡事故や、辺野古沖での平和学習ボート転覆による高校生らの死亡事故）を巡る報道です。 これらの事故において、抗議活動の過激化や安全管理の破綻といった「不都合な真実」を系列化された大手メディアが一斉に黙殺、あるいは特定の政治的立場に配慮して矮小化したのではないかという批判が国民から噴出しました。 新聞・テレビが系列化されている現状でさえ、このような報道の偏りが問題視されている中、持株会社による地方局への支配がさらに強まれば、地方独自の視点は完全に抹殺されます。 結果として、系列本社の意向に沿った偏った報道だけが日本全国の新聞・テレビへ一斉に配信・刷り込まれることになり、メディアの信頼性は完全に失墜します。 3. 放送法第4条（政治的公平）の形骸化に対する逆行 放送法第4条は「政治的公平」「意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を義務付けています。		
--	--	--	--

	前述の辺野古の事故のように、世論が大きく割れるテーマにおいて、多角的な論点を提示することはテレビ局の義務です。 しかし、新聞とテレビが系列化され、さらにその支配が強化されれば、グループ全体の政治的スタンスがそのまま地方局まで押し付けられ、放送法第4条は完全に死文化します。 現行のテレビ報道がこの義務を十分に果たしているとはいえない状況において、逆に巨大化を認める規制緩和を行うことは論理的破綻です。 4. 電波利用の公平性の著しい侵害 電波は「国民共有の有限希少な財産（電波法第1条）」であり、特定の既得権益者が独占して良いものではありません。 新聞社をバックに持つ特定の放送事業者にだけさらなる「支配権の拡大（買い占め）」を認めることは、電波利用の公平性を著しく損なうものです。 経営が立ち行かないのであれば、他業種や新たな参入希望者に広く電波を開放し、電波利用の流動性と公平性を高めるべきであり、既存の系列事業者だけでパイを分け合うような救済措置は不当です。 5. 不当に安い電波使用料という特権の温存 日本のテレビ局が支払っている電波使用料は、携帯電話事業者などに比べて「不当に安い」ことが長年批判されてきました。 新聞社とのクロスオーナーシップや格安の電波使用料という重多な特権に甘んじ、守られてきたにもかかわらず、「経営が厳しいからルールを緩めろ」という主張はあまりにも身勝手です。国民の財産を不当に安い価格で利用しながら、義務である「多様性の確保」や「公平・正確な報道」すら放棄して支配拡大を求め		
--	---	--	--

	る姿勢は、特権の二重取りであり、断じて認められません。 【結論】 本改正案は、放送法第 4 条の遵守や電波の公平な利用という「国民への義務」を棚上げにしたまま、新聞・テレビの系列化という特権構造に守られた既存メディアの延命と支配力拡大だけを容認するものです。 辺野古の事故報道に見られるような特定のイデオロギーに偏った巨大メディアの独占を防ぎ、民主主義の健全性を守るため、本省令案等には強く反対し、撤回を求めます。 【個人 13】		
39	○ 本省令案等は、ローカル局の経営基盤強化を目的として、地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域内で広域放送を除き二局まで兼営または支配を可能とするものと理解します。人口減少、広告収入の伸び悩み、インターネット配信への視聴移行により、地方の放送事業者の経営環境が厳しくなっていることは否定できず、地域放送の維持という政策目的には一定の合理性があります。 しかし、放送は有限な電波を用いる公共性の高い事業であり、単なる経営合理化と同じ基準で所有関係及び支配関係を緩和すべきではありません。今回の見直しは、設備投資、営業、ネット配信、番組制作の効率化には資する一方で、報道判断、番組構成、取材対象、論点設定、訂正及び検証のあり方が同質化するリスクを伴います。 客観的な試算として、仮にある地域に民放地上テレビ四局があり、各局の情報影響力を便宜上二十五パーセントずつと仮定した場合、二局が同一支配となると、同一経営判断の影響を受け得る範囲は五十パーセントになります。集中度を示す簡易指標		

	として HHI を用いると、四局均等の場合は二十五の二乗を四局分合計して二千五百ですが、二局が同一支配となり五十パーセント、二十五パーセント、二十五パーセントとなる場合は、五十の二乗に二十五の二乗を二つ加えて三千七百五十となります。集中度は千二百五十ポイント、率にして五十パーセント上昇します。三局地域で各局が三分の一ずつと仮定した場合、二局が同一支配となると影響範囲は約六十六・七パーセントとなり、HHI は約三千三百三十三から約五千五百五十六へ上昇します。これは経営面の効率化だけでなく、地域住民が接する報道、論点、非報道の集中にも影響し得る水準です。 特に地方では、放送局、新聞社、広告主、行政、経済団体、地域有力者、政治的立場の関係が近くなりやすく、複数局が存在していても、実質的に同じ論調、同じ取材範囲、同じ番組構成、同じ非報道が生じれば、多元性、多様性、地域性は形式的なものになります。報道の自由は当然尊重されるべきですが、それは、視聴者から見た説明責任や検証可能性を不要にするものではありません。放送法上も、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立する問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることが求められています。 近時、事件、事故、政治的対立を含む報道について、報道量、論点の切り取り、出演者や専門家の選定、番組構成、継続検証の有無に対し、視聴者側から強い不信が生じています。沖縄県名護市辺野古沖の船舶転覆事故に関しても、BPO の放送倫理検証委員会において、放送局全体で報道する回数が少ないのではないかという趣旨の指摘が扱われています。ここで重要なのは、個別報道の当否を行政が判断することではなく、視聴者が、なぜ報じられないのか、なぜその構成なのかを検証できない状態が、放送制度への信頼を損なっている点です。		
--	---	--	--

	また、BP0 は放送局を監督する行政機関ではなく、各放送局の自主的、自律的な取り組みを支援する関係にあるとされています。したがって、所有関係及び支配関係の緩和によって地域内の放送主体が実質的に集約される場合、従来どおり BP0 や各局の番組審議会に任せるだけでは、制度的な担保として不十分です。自主性と自律性を尊重することと、視聴者から見た透明性を確保することは矛盾しません。むしろ、兼営または支配の緩和を認めるほど、透明性と説明責任は強化されるべきです。 以上を踏まえ、本省令案等を進める場合には、単に二局までの兼営または支配を認めるのではなく、制度的担保を併せて整備すべきです。兼営または支配関係にある放送局について、重大事件、行政監視、選挙、基地問題、災害、安全事故、消費者被害など公共性の高いテーマに関する報道量、訂正及び補足、取材対象の範囲、反対意見及び少数意見の扱い、継続報道の有無を、一定期間ごとに視聴者が確認できる形で公表することが必要です。番組審議会については、議事概要だけでなく、指摘事項、放送局側の回答、改善状況を継続的に見える化する必要があります。BP0 に多数の視聴者意見が寄せられた案件や、地域社会に重大な影響を及ぼす案件については、放送局側が報道量、番組構成、取材判断の考え方を説明する仕組みを設けるべきです。さらに、同一地域内で複数局を支配する事業者には、報道部門の独立性、編集判断の分離、地域課題の多角的取材について、通常より高い透明性義務を課すことが必要です。 ローカル局の経営維持は重要ですが、経営維持を優先するあまり、地域住民の知る権利、行政監視、災害時の安全確保、民主的意思形成が弱まれば、本末転倒です。仮に四局地域で二局が同一支配となれば、形式上は複数局が残っていても、情報影響力の半分が同一経営判断の影響下に置かれ得ます。三局地域では、そ		
--	---	--	--

	の割合は約三分の二に達し得ます。このような制度変更を行う以上、経営合理化による便益だけでなく、報道同質化、非報道の固定化、地域内の論点形成の偏りという外部不経済も、制度設計上明確に評価すべきです。 よって、本省令案等については、ローカル局の経営基盤強化という方向性自体は理解しつつも、多元性、多様性、地域性を実質的に確保するため、兼営または支配の緩和と同時に、報道の透明性、説明責任、番組審議会の実効性、BP0 意見への応答性、報道部門の独立性、地域課題に関する多角的検証の仕組みを整備することを求めます。放送局の経営を守ることは重要ですが、それ以上に、地域住民が偏りなく情報を得られる環境を守ることが、放送制度の根幹です。今回の改正は、放送局の救済から始めるのではなく、視聴者及び地域住民から見た公正性、透明性、検証可能性を再構築する制度改正として位置付けるべきです。 【個人 16】		
40	○ 経営合理化を理由に同一地域内の複数局支配を認めてしまえばお金を持っている巨大企業が世論誘導する為に、本来あるべき報道を歪める事に繋がります。ただでさえ今の報道には偏りがあり、それによって視聴者離れが進んでいるのではないのでしょうか。 この省令案には断固反対します。 【個人 18】		
41	○ マスメディア集中排除原則の緩和に反対する。 独占禁止法に触れる規制緩和など、有ってはならない。 「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」と理由付けているが、それではローカル局の経営基盤強化ではなく、ローカル局潰しにしかならないだろう。 「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要(がある)」と	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第4次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤	無

	している通り、問題が有るのは明らかだ。 むしろ、違反罰則の無いマスメディア集中排除原則では、独占禁止、放送内容の偏向防止に効果が無い。 罰則規定を設け、BP0などの監査を義務付け、公正な放送を目指すべきだ。 【個人 05】	の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 また、放送内容の偏向防止に関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。	
42	○ マスメディア集中排除原則の見直しに反対します。 放送局の経営が苦しい事情は察しますが、それとこれとは話が別です。放送局の経営の問題に乗じてメディアに必要な規制を緩和するのは国民の利益にはなりません。 どうしても必要なのであれば、「兼営」ではなく「合併」にすべきです。 その理由は、社名が異なる事で同一の経営者と認識されない恐れがあるからです。 A社の言っている事が正しいか検証するためにB社の報道を見たら同じ事を言っていたとします。視聴者としてはセカンドオピニオンをとったつもりが、実は同一の経営体だったとなれば、同じ事を言うのは当然で、セカンドオピニオンにはなりません。なのに視聴者はセカンドオピニオンをとったつもりで、その報道は正しいものと誘導されてしまう危険が高まります。それを防ぐためには、対外的にも同一放送局である事が一目瞭然である事が有効と考えます。飲食店であれば、店名が違うグループ	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、第4次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 なお、放送法関連法令の規定により、地上基幹放送事業者の議決権を10分の1を超えて有する者等について、総務省のホームページで公表しています。	無

	企業でも良いのかもしれませんが、メディアの意義や影響力を考えれば、マスメディア集中排除原則は至極まっとうな規制であり、守られるべき原則です。特に、国民投票や選挙において、資金力に物言わせて世論誘導されてはいけいないので、その様な邪な人物が現れた場合でも野望の実現にブレーキをかける制度は守っていただきたく存じます。 【個人 15】		
43	○ 現在 与党が提案している「憲法改正手続きに関する法律案」に、「FM ラジオでも改憲広報を行う」との案が盛り込まれている。 FM ラジオで その様な重大な広報を行うのであれば、絶対に偏向・嘘・誤りが有ってはならない。 今 放送法改定法案には、「マスメディア集中排除原則」の緩和が含まれているが、ラジオの経営が単独企業に独占されてしまつては、国民の権利に直結する広報を行うなど絶対に許されない。 マスメディア集中排除原則の緩和に、断固反対する。 また、現在 日本のメディアには、国外メディアに見られる様な ファクトチェック（裏取り）の義務が無い。 これでは、情報を正しく伝えるという放送局の役目が果たされない。 すべてのテレビ・ラジオ（および新聞）に対し、ファクトチェックを義務付けるべきだ。 【個人 10】	今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改正は、第 4 次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたことを踏まえて実施するものであるところ、ラジオ放送は対象ではありません。 なお、ファクトチェックに関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承りますが、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）においては、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みの下、放送事業者は「報道は事実をまげないですること」等の番組準則に従い放送番組の編集を行うこととされているところです（同法第 4 条第 1 項）。	無
2 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について			
（１）基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針における地上テレビジョン放送の放送系の数の目標に係る修正案			
44	○ 改正案では「あまねく受信できること」とされる民間テレビ放送の系統数が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受	賛同の御意見として承ります。	無

	信できることを基本とし」と変更され、基幹放送普及計画において現状の実態に即した修正が行われたものと受け止めており、変更賛同致します。 【日本テレビ放送網株式会社】 【札幌テレビ放送株式会社】 【株式会社テレビ岩手】		
45	○ 改正案において、「あまねく受信できること」とされる民間テレビ放送の系統数の規定が見直され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更された点については、現状の受信実態を踏まえた合理的な見直しであると受け止めており、本変更賛同いたします。 【株式会社長崎国際テレビ】		
46	○ 改正案では「あまねく受信できること」とされる民間テレビ放送の系統数が削除され、「全国各地域において現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更され、現状の実態に即した修正が行われており、変更賛同致します。 【株式会社福島中央テレビ】		
47	○ 改正案で民間放送の系統数が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更されたことは、現状の実態に即した修正と受け止め、賛同いたします。 【株式会社テレビ信州】		
48	○ 放送系統数を実際の受信状況に即して見直す方向については、地方の実情を踏まえた合理的対応であり、基本的に賛同します。 【株式会社高知放送】		
49	○ 民放のテレビに関して「現に受信できる系統数」を基本とすべく改正されることは、民間放送事業者を取り巻く実態に即し		

	た変更であり、賛同致します。 【四国放送株式会社】		
50	○ 現状に即した修正が行われているものと受け止めており、改正案に賛同いたします。 【日本海テレビジョン放送株式会社】		
51	○ 現行の基幹放送普及計画において「民間放送事業者については、4系統の放送があまねく受信できること」とされている規定は、宮崎県のような地域の実情と乖離が生じておりました。 今回の改正案において、当該系統数の記述が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」という実態に即した表現へ修正されることは、現状の放送環境を正しく反映するものであり、この変更賛同いたします。 【株式会社テレビ宮崎】		
52	○ 今回の指針見直しは、1局2波の容認と直接結び付くものではなく、地域の実態に即した整理と理解し、「現に受信できる系統数」を基本とする考え方への変更にも賛同します。 一方で、「放送系の数の目標」との関係には若干の違和感はあるものの、直ちに事業へ影響するものではないため異議はありません。 【広島テレビ放送株式会社】		
53	○ メディア環境の急速な変化を鑑みれば、従来の「一律の系統数目標」から「現状の実態に即した基準」へと舵を切る修正案は、妥当な現実路線であると受け止め、賛同いたします。一方で「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本と」することがかえって、命を守る災害報道や地域コミュニティの基盤となっている地上波テレビの役割を損うことにならないよう、十分な配慮が求められるものと考えます。 【株式会社福岡放送】	賛同の御意見として承ります。 総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無

54	○ 省令改正（同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配の容認）もあり、やむを得ない現実的な政策転換として理解いたします。 【株式会社中国放送】	御理解のとおり、基幹放送普及計画の本件変更は、第4次取りまとめにおいて「全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、(1)の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当」と示されたことを踏まえて実施するものです。	無
55	○ 今回、基幹放送普及計画について当該規定を「全国各地域において現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と修正することは、放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえれば、実態に即した修正として理解できます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】		
56	○ 民間放送事業者の放送について系統数が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更されたことについて、各地域の実態に即した修正が行われたものと理解します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		
57	○ 「全国4系統」としてきた指針を現状の各地域の放送系の数の実態に即して修正するということは、放送政策・制度を、変化していく現状に合わせて柔軟に転換していくものと受け止めています。 【株式会社TBSテレビ】		
58	○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）」の意見募集結果により、この指針の削除・修正は、同一放送対象地域内のテレビ1局2波の容認と直接リンクするものではなく、現状の各地域の放送系の数の実態に即して行うものであることが明確になりました。 基幹放送普及計画の第3において「放送系の数の目標」を存置しつつ、当該指針を現状追認型とすることについては若干の違和感がありますが、直ちに民放事業に影響を及ぼすものではないため異議はありません。		

	【一般社団法人日本民間放送連盟】		
59	○ 従来目標に掲げていた、各放送対象地域の4系統化を取り下げる一方で、現状の波数（系統数）を追認する本告示案は、つまるところ、放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後は少なくとも各地域における波数の増加を想定しないとの方針を示したものと認識している。そうであるならば、本告示案は大きな政策転換となるため、総務省はその本旨を様々な機会をとらえて、わかりやすく丁寧に説明することが求められる。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】	基幹放送普及計画の本件変更は、第4次取りまとめにおいて「全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、（1）の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当」と示されたことを踏まえて実施するものです。 このような状況の下、総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無
60	○ 全国各地域で4系統の民放テレビ放送があまねく受信できるとの指針に対し、「制定当初からの環境変化を踏まえ、現状に即した修正を行うことが適当」とする提言については、単なる「数値目標」の削減ありきで進めるのではなく、地域情報の維持・拡充や災害放送体制の確保といった放送の本質的機能をいかに維持するかという観点から、拙速に結論を出すことなく多角的な議論を尽くすべきです。 【中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ】		
（2）その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本事項の追加案			
61	○ 配信などによって地上基幹放送の価値向上につなげることは重要とは思いますが、事業者毎に様々な事情を抱えていると考えます。当社としては、制作体制や権利処理等の実情を踏まえたうえで、これに取り組んでいく所存です。 【東海テレビ放送株式会社】	基幹放送普及計画の本件変更は、第4次取りまとめにおいて「今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待される。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と示されたことも踏まえて実施するもので、若者を中心とした「テレビ離れ」や広告費の減少など放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放	無
62	○ 収益多様化の観点からネット展開の必要性は認識しています。放送局によりコンテンツ制作力に差があることを考慮し、過度なネット配信展開の義務付けにならないような施策の検討をお願いします。		

	【株式会社中国放送】	送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達（その維持を含む。）を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上基幹放送事業者がこれまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であると考え、今回規定するものです。 総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	
63	○ 「民間基幹放送事業者については、国内放送の普及を持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」ことは民間放送事業者として、当然取り組まなければならないことですが、経営基盤強化に関しては、各放送事業者が主体的に取り組むべきであり、告示案に新たに盛り込む必要まではないと考えます。 また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うよう努めること」の表現でも、自社制作番組を制作し、配信にも取り組むことは、各事業者の経営判断によって成されるものであり、「努める」という義務を課するような表現で規定すべきではないと考えます。 【株式会社宮城テレビ放送】		
64	○ 番組制作や配信への取り組みは、放送事業者の人員体制や設備、事業規模等により大きく異なります。小規模な事業者はマンパワーや採算性の観点から課題も多く、その具体的な内容や実施のあり方は、各社の経営判断に委ねられるべきものと考えます。 告示案は「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」としていますが、本来放送事業者が自ら決定し取り組むべき事項について、一律に義務を課すかのような表現を基幹放送普及計画で規定することについては慎重であるべきと考えます。 【株式会社長崎国際テレビ】		
65	○ 「経営基盤の強化を図る」「自らが制作する放送番組を有するように努めること」「当該番組その他の情報を積極的に配信する		

	など当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うよう努めること」とされた改正案については、いずれも民間放送事業者が主体的に取り組むべき事案であり、違和感があります。 当社は地域スポーツや地域社会の魅力・課題をテーマにした番組の放送や配信、事業イベントによるリアルなコミュニケーション等に取り組んでおり、収益性などを踏まえて段階的に拡充していく方針です。地域における放送事業者の価値を評価するにあたっては、自社制作番組比率のような数値的な指標に偏らず、タイムテーブルには反映されない多様な役割を地域で担っていることを尊重していただきたく存じます。 放送番組コンテンツを主とした地域情報の発信を加速させるにあたって、著作権などの権利を処理しやすい環境が整えられることを希望します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	
66	○ 地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者については「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」と表現していますが、経営に関しては民間放送事業者が主体的に取り組むべきことがらであり、新たに加えることには違和感があります。 民間放送事業者がどのような番組を制作して配信するかは、それぞれの経営判断によるべきものでしょう。「自らが制作する放送番組を有するよう努めること」や「当該地上基幹放送の価値向上に資する多様な取組を行うよう努めること」との文言に関しては、義務を課すような表現と受け止めざるを得ず、基幹放送普及計画には規定すべきではないと考えます。 自社制作番組を制作することや、積極的に配信することができるよう環境が整うことは望ましいことです。しかし、ローカル局にとっては採算性などの課題も多く、推進を支援する制度	

	設計を要望いたします。 【日本海テレビジョン放送株式会社】		
67	○ 「基幹放送普及計画」において、「経営基盤の強化を図る」、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」と一律に努力義務として規定することには行政側の過度な介入と受け取られかねず、かつ「基幹放送普及計画」の性格上、なじまないものと考えます。また、どのようなコンテンツを作り、どう届けるかは、個々の民間放送事業者が自ら決定すべき経営戦略であり、「基幹放送普及計画」に新たに盛り込むべきでないと考えます。特に、地方において、採算性が見通せない配信業務の拡大は、経営を圧迫しかねない重い課題です。必要なのは、法令による一律の動機付けではなく、ローカル局が独自の判断でデジタル展開や地域貢献に挑戦できるよう、コストや技術面でのハードルを下げるための具体的な「バックアップ（推進支援）制度」の構築であると考えます。 【株式会社福岡放送】		
68	○ 「地上基幹放送（全国放送を除く）」を行う事業者に対し、「経営基盤強化を促す」という趣旨については理解いたします。しかしながら、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該番組を積極的に配信すること」といった表現を、基幹放送普及計画に新たに盛り込むことには懸念があります。 地方局にとって、質の高い自社番組の制作や配信インフラの整備は、経営上の大きな負担を伴うものであり、これらを「努力義務」に近い形で規定することは、個別の経営判断に対する過度な制約につながる恐れがあります。どの程度の番組を制作し、どのプラットフォームで配信するかは、各局が採算性や地域ニーズを考慮して主体的に決定すべき事項だと考えます。また、経営資源の限られたローカル局に対して、コンテンツ制作支援や配		

	信コストの低減に資する具体的な支援措置（税制優遇、補助金、著作権処理の円滑化等）を併せて講じることを強く要望いたします。 【株式会社山梨放送】		
69	○ 新たに規定される「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」に関する記述のうち、自社制作番組の保有、放送番組その他の情報の積極的配信等について、「努めること」とする規定が設けられている点については、その趣旨は理解できるものの、コンテンツ制作の方針、配信の実施有無や手法は、各事業者が主体的に決定すべき事柄であり、一律に努力義務とすることには違和感を覚えます。 特にローカル局は、制作費や人員体制の制約、配信事業の採算性などに課題を抱えており、実情に応じた支援策が講じられることを期待します。 【株式会社テレビ金沢】		
70	○ ローカル局が自社制作番組等のコンテンツを積極的に配信し放送外において地域内外へ情報を発信することは、収益源の拡大・多様化はもちろん、地域の認知度向上および地域全体の価値向上に資する重要な取り組みであると認識しております。 しかしながら、基幹放送普及計画において「努めること」と表現・規定することは、民間放送事業者に対して事実上の義務や強制感を連想させる恐れがあります。コンテンツの制作や配信の可否、およびその手法は、各社の経営判断や地域特性に基づくべき事柄です。 また、ローカル局にとって配信業務への参入には採算性やリソース確保等の多大な課題が存在します。単に努力義務を課すのではなく、ローカル局が配信業務を推進することで、放送局の運営負担が軽減されるような具体的な支援策を併せて検討いた		

	だくことを要望いたします。 【株式会社テレビ宮崎】		
71	○ 経営基盤強化や自社制作・配信等の取組を基幹放送普及計画に規定することには違和感があります。これらは各社の経営判断に委ねられるべき事項であり、一律に求めるべきではありません。 特に配信は法的位置付けも限定的であり、ローカル局では採算面の課題もあるため、義務付けではなく支援や柔軟な制度整備を求めます。 【広島テレビ放送株式会社】		
72	○ 経営基盤の強化や自社制作番組のあり方については各事業者が地域事情、経営資源、組織体制、収支見通し等を踏まえて判断すべき事項であり、本計画に一律の方向性として盛り込むことには疑問があります。少なくとも、特定の経営判断や投資判断を促すものとして運用されることがないよう求めます。 ローカル局の立場としては本計画に「積極的な配信」を盛り込むことには慎重であるべきだと考えます。前提として、ローカル局にとって積極的な配信が放送の価値向上や経営基盤の強化につながることを示されていません。 また、ローカル局のコンテンツは防災、事件事故、暮らしに密着した即時性・同時性の高い生活情報が中心であり、全国規模で大型 IP を保有する事業者のコンテンツと同列に採算性を論じることとはできません。 そのため、配信を推進する方向性を示すのであれば、その前提として、ローカル局の IP コンテンツ展開、権利処理、人材及び技術基盤への支援策もあわせて検討していただくよう求めます。 【株式会社テレビ大分】		

73	○ 民間基幹放送事業者に対する「経営基盤の強化を図るとともに、自らが制作する放送番組を有するように努めること」「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との規定の追加は、基幹放送普及計画には馴染まない。番組制作やインターネット配信などは、自らの経営判断によって行われるべきものだからだ。 また、地域にとって必要な放送をすることが放送局の責務であり、自社制作なのか他社制作なのかを区別したり、自社制作番組の多寡を、放送局の存在意義の尺度とするべきではないと考える。 一方、SNS空間で偽情報・誤情報が大量に拡散されている状況がある。放送局のコンテンツは国民にとって真実性・信頼性の高い情報源であり、国民の知る権利に応えるためにも、放送局の放送とネット配信が相乗的に、より広く視聴される仕組みづくりを後押ししていただきたい。例えば、コネクテッドテレビやスマートフォンなど多様なデバイスで、地域の放送局のIP同時配信を見ることができるようにするもので条件不利地域、災害時においては放送の補完になる。 ただ、地上波で放送した番組をネット配信するためには様々な権利処理が必要で、ローカル局にとってはリソースの確保が難しい。配信を促進するためには、「放送の再定義」の議論を深め、「簡素で一元的な権利処理システム」の構築を進めることが必要不可欠だ。 【読売テレビ放送株式会社】		
74	○ 「基幹放送普及計画」において、「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」については、「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」と		

	の表現は、民間放送事業者に経営基盤強化を促す表現だと考えます。しかし、経営に関しては、民間放送事業者が主体的に取り組むべき事柄であり、新たに盛り込むことには違和感があります。 また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との表現に関して、民間放送事業者がどのような番組を制作し配信に取り組むかについては、個社の経営判断によって決めるものであり、義務を課すような表現で「基幹放送普及計画」にて規定すべきではないと考えます。放送法で民間放送事業者の配信義務について規定がないことや、特にローカル局にとっては採算性などの課題も多いことから、推進を支援する制度設計を要望させていただきます。 【日本テレビ放送網株式会社】 【札幌テレビ放送株式会社】 【株式会社テレビ岩手】	
75	○ 「基幹放送普及計画」において、「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」については、「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」との表現は、ローカル局に経営基盤強化を促す表現だと弊社は考えます。しかし、経営に関しては、民間放送事業者が主体的に取り組むべきものであり、新たに盛り込むことには違和感があります。 また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との表現に関して、民間放送事業者がどのような番組を	

	制作し配信に取り組むかについては、個社の経営判断によって決めるものであり、努力義務を課するような表現で「基幹放送普及計画」にて規定すべきではないと考えます。放送法で民間放送事業者の配信義務について規定がないことや、実際に弊社も配信に取り組んでいますが、特にローカル局にとっては採算性などの課題も多いことから、弊社としては推進を支援する制度の検討を要望させていただきます。 【株式会社福島中央テレビ】	
76	○ 「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」について、「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、経営基盤の強化を図る」旨が新たに示されています。 しかし、経営については本来、民間放送事業者が主体的に取り組むべき事項であり、基幹放送普及計画において経営基盤の強化を促すような表現を盛り込むことについては、なお検討の余地があると考えます。 また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との記載についても、どのような番組を制作し、どのように配信に取り組むかは、それぞれの事業者が経営判断によって決定すべき事項であると考えます。 そのため、こうした取組を事業者に促す表現を基幹放送普及計画に規定することについては慎重に検討すべきであると考えます。放送法において民間放送事業者の配信に関する義務規定が設けられていないことや、ローカル局は採算性などの課題も抱えていることを踏まえ、自主的な取組を支援する制度設計を要望いたします。 【株式会社テレビ新潟放送網】	

77	○ 民間放送事業者が番組を制作し配信に取り組むかについては個社の経営判断によって決めるものであると考えます。 放送法で民間放送事業者の配信義務について規定がないことや、特にローカル局にとっては採算性や権利処理などの課題も多いことから、推進を支援する制度設計を要望させていただきます。 【山口放送株式会社】		
78	○ 基幹放送普及計画において民放事業者について「経営基盤の強化を図るとともに・・・放送番組その他の情報を積極的に配信するなど」の取組について追加で規定していますが、配信事業について、放送法には規定されていません。経営基盤の強化を実効性のあるものにするためには、配信に限定することなく民放事業者にとってビジネスとして成立する事業を幅広く後押ししていくという観点を、今後の放送政策の運用にあたって重要視していただくよう改めて要望します。 【株式会社 TBS テレビ】		
79	○ 今般の改正案において、経営基盤の強化や自社制作番組の保有、インターネット配信等の取組を努力義務として規定することについては、以下の観点から慎重な検討を求めます。 経営基盤の強化や番組制作、配信への取り組みは、各事業者がその時々市場環境や経営状況に照らして判断すべき実務的な事項です。 また、放送法において、民間放送事業者のインターネット配信に関する義務付けがない中で、下位の告示である本計画において配信等の取組を努力義務化することは、適当ではないと考えます。 一律に努力義務を課すのではなく、事業者が自発的に価値向上に取り組めるよう、推進に向けた支援策や環境整備を要望いたします。		

	【中京テレビ放送株式会社】		
80	○ 「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うよう努めること」との表現は、民放事業者の配信業務が放送法に規定されていないことから見ても違和感があります。経営基盤強化や放送価値の向上に努めるのは各局の判断によるべきと考えます。 一方、すでに不可避となっている配信業務において、特にローカル局にとっての採算性や著作権処理など解決すべき課題も多く、推進を支援するための適切な制度設計の検討を要望させていただきます。		
	【四国放送株式会社】		
81	○ 「自らが制作する放送番組を有するように努めること。また、当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」といった表現については、番組の制作や配信をどう行うかは、それぞれの放送事業者が判断すべき事柄だと考えます。一律に義務を課しているように受け取れる表現は、放送の自主自律という原則に照らして、改めて検討することを要望します。特に地方の放送局にとっては、配信事業の採算面などで大きな課題があるため、実態に合わせた柔軟な運用を強く要望いたします。		
	【北日本放送株式会社】		
82	○ 民間放送事業者が「経営基盤の強化を図るとともに、自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値向上に資する多様な番組を行うよう努めること」は、民間放送事業者が自主的に取り組むべき事であり、基幹放送普及計画に新たに盛り込むことは違和感があります。経営基盤の強化は各放送事業者が独自に多様な方法で図るものであり、ことさら番組配		

	信のみを取り上げて記述することは、放送事業者の自主性、自律性を損ないかねないと危惧します。番組配信は、ローカル局においては採算面等の課題もあり、放送事業者が個社の判断で取り組むことで、「また」以下の記述は削除を要望します。 【株式会社テレビ信州】	
83	○ 地上基幹放送の民放事業者全体について、▽経営基盤の強化を図るとともに、自らが制作する放送番組を有するように努めること、▽当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること——とする規定の追加は、放送法の下位法令である基幹放送普及計画にはなじまず、違和感があります。前者は認定放送持株会社の関係会社を対象とした放送法第 163 条の同旨の規定を地上基幹放送全体に拡大するものであり、後者は多様な取組の一例ではあっても、放送法には民放事業者の配信業務が規定されていないためです。 民放事業者の事業環境は一律ではなく、それぞれの経営判断のもとでインターネット配信をめぐる諸課題と向き合っていることは、第 4 次取りまとめの意見募集において述べたとおりです。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	
84	○ 地上基幹放送を行う民間放送事業者について、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」とする規定が新たに設けられたことに違和感があります。「基幹放送普及計画」はあくまで基幹放送の計画的な普及のために設けられたものであり、地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組の一例として、放送法に規定のない民放事業者の配信業務に関して記載することはなじまないと考えます。	

	また、ローカル局にとって、自社制作番組の配信業務を進めることは、製作や人員のコストの増大という課題もあり、必ずしも経営基盤の強化に繋がるものではありません。 地上基幹放送の価値の向上に資する取組は、事業環境を踏まえて、それぞれの放送事業者の経営判断で進めるべきものだと考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】		
85	○ 地上基幹放送を行う全民間事業者について、「経営基盤の強化を図る」との表現は、事業者が主体的に取り組む事柄であり、改めて明記する必要性には違和感があります また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信する」という文言を含む規定は、義務を課するような表現になっており、「基幹放送普及計画」にはなじまないと思われます。 放送法には「民間放送事業者の配信義務」の規定はないと認識しています。番組制作の一層の充実と積極的配信に関しては、「地上基幹放送の価値の向上に資する取組の一つ」であり、事業者はそれぞれの事業環境を踏まえ、主体的に選択するものだと考えます。 【西日本放送株式会社】		
86	○ 変更告示案では、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど」とされていますが、取組の一例であっても配信を奨励する記載を盛り込むことは、民放事業者の配信業務が規定されていない放送法の下位法令である基幹放送普及計画として違和感があります。 なぜならば、地上基幹放送事業者は、地域に根差したイベント展開、新たな IP 開発等、様々な手法により経営基盤の強化及び価値向上に取り組んでおり、具体例の一つとしてあえて配信の		

	みを記載する必要があったのかどうか非常に違和感を持っています。経営基盤強化のための施策は、各地上基幹放送事業者が様々な選択肢の中から主体的に決めるものであると考えます。 【関西テレビ放送株式会社】		
87	○ 本変更案では「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」と規定しました。しかし、例示とはいえ、基幹放送普及計画の中に放送法の規制の対象外である「配信」への取組について記されたことに強い違和感があります。 さらに、配信への積極的な取組がなぜ「地上基幹放送の価値の向上に資する」のかも不明です。地上テレビ放送事業者の配信戦略は個々に異なるうえ、配信事業単体での採算性が厳しいのが実情です。法制度として画一的に積極的な取組を求めることは不適切と考えます。 【株式会社テレビ東京】		
88	○ 地上基幹放送の価値の向上のため、事業の多角化が必要であることについては賛同する一方で、改正後の基幹放送普及計画において配信のみを特記することについては、合理的な説明が必要と考える。 なお、本規定の趣旨を踏まえ、各放送事業者が多様な取組をより一層進められるよう、各種制度の整備・改正に向けた取組が、総務省において進められるものと理解する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】		
89	○ インターネット配信を強化することは妥当だと思う。 むしろ、テレビ放送を全面的にインターネット配信に移行のうえ、テレビ放送を廃止すべきだ。そうすれば、放送事業者を特別扱いする必要がなくなり、基幹放送普及計画は不要になる。あいた周波数帯域を通信に転用して電波オークションを実施すれ	基幹放送普及計画の本件変更は、第4次取りまとめにおいて「今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待される。その際、特にローカル局については、インターネ	無

	ば、電波を有効活用できる。 テレビ放送はその役割を果たさず、テレビ離れが進んでいる。将来に向けて、テレビ放送の廃止といった改革を実行してほしい。 【個人 14】	ットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と示されたことも踏まえて実施するもので、若者を中心とした「テレビ離れ」や広告費の減少など放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達（その維持を含む。）を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上基幹放送事業者がこれまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であると考え、今回規定するものです。 総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	
90	○ また、同時に実装される「自社制作番組のインターネット配信等を努力義務として示すこと」については、放送事業者の実情をどの程度踏まえたものなのか疑問がある。すなわち、管見のかぎりそうした取り組みは多くの事業者が既に行っており、かつそれらが必ずしも十分な収益につながり得ないものであることも広く認識されているのではないか。「放送に係る広告収入が頭打ちに」になっていくことへの対策をするのであれば、たとえば先進的な放送事業者が行っているような取り組み（放送事業者総体として、放送事業にとどまらない多様な方法を用いて地域に貢献する取り組み）を支援するような政策パッケージを用意すればよいのであって、基幹放送普及計画にこれを盛り込むことにはいかなる意味や効果があるのか、詳細な説明を求めたい。 【個人 02】	基幹放送普及計画の本件変更は、第 4 次取りまとめにおいて「今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待される。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と示されたことも踏まえて実施するもので、若者を中心とした「テレビ離れ」や広告費の減少など放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達（その維持を含む。）を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上基幹放送事業者がこれまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であると考え、今回規定するものです。	無
91	○ また、デジタル配信拡充についても重要性は認識していますが、現状の経営資源では各社単独での対応に限界があります。実効性ある取り組みとするため、番組制作支援や人材確保・育成、	総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無

	配信基盤整備など、地域の実情に寄り添った支援策の検討が不可欠と考えます。 【株式会社高知放送】		
92	○ テレビ番組のインターネット配信や自社制作番組の拡大を促す取り組みは、ローカルコンテンツがより多くの人に届く機会となるため同意いたしますが、それをいかに広域かつ持続的に発信・拡散していくかという点こそが、ローカル局にとって極めて重要な課題であると認識しています。一方で、放送対象地域内の視聴者への情報伝達の利便性の向上も重要な課題と認識しており、単なる広域発信の追求によってエリア内向けの配信や情報提供が軽視されることがあってはなりません。 仮にコンテンツ展開を進める場合であっても、希望する事業者が円滑に権利処理を行える環境づくりや、技術面・財政面における国の継続的な支援体制が前提となります。あわせて、補助事業の手続き簡素化やメニューの可視化、採択評価の公表を進め、各局が創意工夫のもとで自立的な事業展開に繋がられるよう、適切な環境整備を要望します。 【中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ】		
93	○ 自社制作番組を有することの意義は十分に理解していますが、そのあり方や水準は各事業者の事情によって異なります。画一的な数値基準や形式的な評価のみでその価値が判断されることがないように求めます。 【株式会社テレビ大分】	4次取りまとめにおいては自社制作比率に関して「地域性を表す指標の一つとして自社制作番組比率が考えられるが、その拡大と人員や制作に係るコストはトレードオフの関係にあり、地域性の向上が経営基盤を棄損するおそれもあることから、同比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」との意見があったところです。 総務省においては、このような意見を踏まえながら、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無

3 改正・変更案全体に関する意見及びその他の意見

94	○ 人口減少や高齢化の進展、広告市場の縮小が続く中、ローカル放送局の経営環境は厳しさを増しています。高知県のように市場規模の小さいエリアでは、広告収入の減少が直接経営に影響し、人的体制や番組制作に制約が生じているのが実情です。 一方で、ローカル放送局は日々のきめ細やかな情報提供に加え、災害時には住民の命と生活を守る重要な情報源として欠かせない役割を担っています。 こうした役割を維持するためにも、経営基盤の強化と安定的な情報発信が両立できるよう、地域の実情に配慮した制度改革を強く要望します。 【株式会社高知放送】	放送を取り巻く社会環境の変化を受け、御指摘のとおりローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。 こうしたことから、御理解のとおり第4次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。 このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改革に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 なお、当該制度改革については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無
95	○ 地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直しは、ローカル局の経営基盤強化という観点から一定の必要性があるものと考えます。一方で、同一地域内における兼営・支配の緩和は、放送事業者数や報道・編成主体の実質的な多元性に影響を及ぼし得るため、経営基盤の強化とあわせて、番組制作主体、情報発信主体、地域コンテンツの担い手の多様性を確保する視点を明確にする必要があります。	今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改革については、放送事業者の経営強化の観点と放送の多元性・多様性・地域性の両方に配慮し、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 また、基幹放送普及計画の本件変更の規定中の「配信」についてはあくまでも例示であり、各放送事業者には、配信に限らず放送番	無

	特に、今後のローカル局においては、単に放送免許・送信設備・系列ネットワークを維持するだけでなく、地域発の番組、文化、観光、アニメ、漫画、VTuber、ゲーム、地域産業、教育・防災情報等を、放送とインターネット配信の双方で展開できる体制が重要になります。そのため、基幹放送普及計画における「自らが制作する放送番組」や「放送番組その他の情報の積極的な配信」については、放送事業者の内部制作に限定して狭く捉えるのではなく、地域の制作会社、アニメ会社、ネット配信事業者、VTuber事業者、個人クリエイター、大学、自治体、観光・文化団体等との共同制作・委託制作・権利処理・二次利用を含む広い取組として位置付けることが望ましいと考えます。 鉄道分野において線路、運行、駅、沿線開発、観光商品造成等の役割が区別されるように、放送分野においても、周波数・送信インフラ、編成・報道責任、番組制作、IP展開、インターネット配信、海外発信の役割を整理し、それぞれの担い手が連携できる制度設計が重要です。ローカル局の経営統合・支配緩和だけでは、地域情報や地域コンテンツの多様性が自動的に確保されるわけではありません。むしろ、兼営・支配の緩和によって経営効率化が進む場合こそ、地域の番組制作力、外部制作主体との連携、ネット配信による地域外への発信、字幕・多言語化・アーカイブ化等を促すことが必要です。 したがって、本改正に賛成する場合であっても、今後の運用及び次期制度見直しにおいては、ローカル局が外部の多様なコンテンツ事業者と連携し、地域発の番組・情報・文化コンテンツを制作・配信・再利用できる環境整備を進めることを、基幹放送の価値向上策として明確に位置付けるべきです。 また、地域情報の多様性は平時の文化・観光・産業振興だけでなく、災害時の生命・安全に関わる情報伝達とも密接に関係しま	組を中心とした様々な取組に励んでいただくことで、放送の価値向上に繋がることを期待するものです。 なお、放送事業者の情報発信に係る体制整備等に関する御意見については、放送事業者において検討されるべきものと考えますが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	
--	--	---	--

	す。特に、茨城県のように県域の民間テレビ局を持たず、実質的に在京広域局の視聴圏に組み込まれている地域では、県内各地域の被害状況、避難情報、ライフライン、交通、医療、学校、福祉施設等の情報が、全国ニュースや広域ニュースの中で十分に可視化されにくいおそれがあります。 このような地域では、新たな県域民放テレビ局の開設だけを前提とするのではなく、既存の基幹放送、NHK 県域放送、ラジオ、ケーブルテレビ、自治体広報、インターネット配信、地域メディア、地域の制作会社・クリエイター等を組み合わせ、平時から地域情報を制作・蓄積・配信できる体制を整えることが重要です。災害時には、停電、通信障害、高齢者・障害者・外国人等への情報到達、広域放送圏内での地域情報の埋没といった課題が生じ得るため、放送と通信の双方を活用した多層的な地域情報発信体制を、基幹放送の価値向上策として位置付けるべきです。 したがって、地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和を行う場合にも、単なる経営効率化にとどまらず、災害時における地域情報の確保、県域情報の発信、自治体・地域メディア・ネット配信主体との連携、アーカイブ化・字幕化・多言語化等を促す方向で運用されることが望ましいと考えます。 なお、放送対象地域と地域情報の在り方は、平時の地域文化・観光・産業情報や災害情報だけでなく、選挙時の公的情報へのアクセスとも関係します。例えば、広域放送圏が複数の都県・生活圏・選挙区を包含する地域では、候補者数や対象地域が大きくなり、有権者が自らの地域・選挙区に関係する政見放送や選挙関連情報へアクセスしにくくなる場合があります。 政見放送そのものは公職選挙法等に基づく制度であり、本件改正案の直接の対象ではないと理解しますが、基幹放送の価値向上や放送番組その他の情報の積極的配信を検討する際には、		
--	---	--	--

	災害情報、自治体情報、選挙関連情報など、地域住民の判断と生活に不可欠な公的情報についても、放送とインターネット配信を組み合わせ、地域別・選挙区別にアクセスしやすくする視点を今後の課題として位置付けるべきです。 【個人 08】		
96	○ 今回の省令改正案は、ローカル局の経営環境の悪化に対応するため、地上テレビジョン放送の兼営・支配規制を緩和するものとして一定の合理性を認める。しかし、地域によって放送構造が大きく異なる現状を十分に踏まえないまま制度を緩和すると、放送の公共性・多元性が損なわれる危険性が高い。 特に、関東圏では広域放送局が集約され、資本力・制作力ともに地方局を大きく上回る構造が既に形成されている。この構造のまま兼営・支配を緩和すれば、地方ローカル局が買収・統合され、広域局主導の番組編成が全国へ広がる可能性が高い。結果として、地域ニュースや地域文化の発信量が減少し、放送番組が画一化することが懸念される。 放送は公共財であり、地域の多様性を守る役割を担っている。資本力の強い事業者が放送内容を左右する構造を拡大させることは、放送法が掲げる「多元性」「地域性」の理念に反する。市場原理をそのまま放送に持ち込めば、地域住民が必要とする情報が削られ、地域社会の文化的基盤が弱体化する。制度改正はローカル局の経営基盤強化を目的としているが、結果として地域放送の独自性を奪う方向へ進んでは本末転倒である。 また、改正案では「多元性・多様性・地域性の確保に留意する」とされているものの、具体的な担保措置が示されていない。編集権の独立性、地域報道の最低基準、番組編成の多様性など、視聴者の知る権利に直結する要素を制度的に守る仕組みが必要である。さらに、広域局・準広域局の定義や兼営・支配の可否基準が	今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、放送事業者の経営強化の観点と放送の多元性・多様性・地域性の両方に配慮し、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き2局までとするものです。 また、基幹放送普及計画のテレビの放送系の数に係る変更は、第4次取りまとめにおいて「全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、(1)の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当」と示されたことを踏まえて実施するものです。 総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。	無

	曖昧であり、地域差を踏まえた制度設計が不十分である点も懸念される。 放送系数（民放４系統）の見直しについても、地域ごとの判断基準が示されておらず、視聴者の受信環境の公平性をどのように確保するのかが不透明である。ローカル局のネット配信強化を促す方針は理解できるが、著作権処理や地域制限、広域局との権利調整など制度的課題が未整理のままである。 以上の点から、今回の規制緩和は地域差を踏まえた慎重な制度設計が不可欠であり、放送の公共性・多元性を守るための具体的な担保措置を明確にした上で進めるべきである。地域の放送が資本力によって画一化されることのないよう、制度運用において十分な配慮を求める。 【個人 19】		
97	○ 今回の省令案および告示案の改正案に関して、地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し及び基幹放送普及計画の変更について、メディア状況の変化に即した適切なアップデートを図る方向性には賛意を表します。 現在、新時代のメディアである YouTube や X（旧 Twitter）、Instagram といった多様なプラットフォームが台頭し、情報の発信源が多様化する中で、伝統的なテレビ局には経営基盤の立て直しと強化や、注目を浴びた SNS 情報をただ焼き直して二番煎じの陳腐な放送を流すといった手法に頼らない、独自性の発揮が強く求められています。 しかしながら、多く指摘されている偏向性を是正し、報道の公平性と独立性を保つうえで、特定の大手広告代理店や特定のスポンサー企業、さらには経団連の意向への配慮が影響を及ぼしているのではないかと懸念が根強く存在します。さらに、放送局の経営が、特定の宗教団体や中国共産党、朝鮮半島などの外国	賛同の御意見として承ります。 放送局に関する御意見につきましては、放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。 なお、スパイ防止法に関する御意見は、本件意見募集の対象外です。	無

	勢力、あるいは過剰なグローバル企業への介入を受ける事態を防ぎ、日本の伝統や文化を守り維持するためには、より慎重に議論を深める必要性があると思います。 つきましては、現状の規制の緩和を推進したり、電波オークションの導入を進める前に、外国勢力による買収のリスクや不当な影響力を排除できるような「スパイ防止法」などの法整備こそが必須項目です。これらを事前に確実に整備していただくことが、何にも増して重要であると確信しております。 【個人 09】		
98	○ 取りまとめ文中、「ローカル局の存在意義を踏まえた地域性を表す指標の一つとして、自社制作番組比率が考えられるが、その拡大と人員や制作に係るコストはトレードオフの関係にあり、地域性の向上が経営基盤を棄損するおそれもあることから、同比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」という意見に同意いたします。 【株式会社熊本県民テレビ】	第4次取りまとめに関する御意見は、本意見募集の対象外ですが、第4次取りまとめにおいては御指摘のとおり意見があったところです。なお、同取りまとめにおいては「インターネット配信を含めた地域情報の発信に関する取組について積極的に情報開示していくことにより、地域で活動する事業主体としての信頼性の確保に繋がるのではないか」との意見もあったところ、各放送事業者においては、自社制作番組比率といった指標等の形に捕らわれることなく、各放送事業者が行う地域情報の発信に関する取組について積極的な公表等に努めることが適当であると考えます。	無
99	○ また、番組のネット配信は NHK が既に行っているが、ペイウォール（有料制限）により 万人がアクセスできない状態だ。 受信料を受け取らない民放が同じ状態になってしまえば、市民が無料で情報を得る事が出来なくなってしまう。 NHK も含めて、ネット配信を無料化すべきだ。 （英米の様に）運営費用は、自主制作番組数などにより、自動的に国費からの補助を出すようにすべきだろう。 【個人 05】	NHKに関する制度に関する御意見は、本件意見募集の対象外ですが、NHK及び放送行政に対する一つの見解として承ります。	無
100	○**意見** NHK のスクランブル化及び受信料制度の抜本的見直しを検討		

	項目から除外したまま本改正案を進めることには反対する。 **理由** 本改正案は、放送・通信融合の推進や事業規制の緩和を通じて、新規参入の促進や競争環境の整備を目指すものである。しかしながら、その一方で NHK については、受信料制度を前提とした従来の制度的保護を維持したまま事業領域の拡大を認める内容となっており、規制緩和の理念との整合性が十分に説明されていない。 総務省及び NHK はこれまで、災害報道、緊急情報の提供、教育・福祉番組の制作、全国一律サービスの維持等を理由として、受信料制度の必要性を主張してきた。しかし、本改正案により放送事業を取り巻く競争環境を大きく変化させるのであれば、それらの説明が引き続き妥当であるかについても同時に検証されるべきである。 特に災害情報の分野においては、自治体、防災アプリ、地域放送事業者、インターネット配信事業者等による情報提供が発達しており、地域特性に応じたきめ細かな情報提供という観点では、地域密着型事業者の方が優位性を発揮する場合もある。公共放送のみが災害情報提供を担うという従来の前提は、現在の情報環境を踏まえて再検討されるべきである。 また、規制緩和によって新規参入事業者との競争を促進するのであれば、受信料制度による安定的財源を有する事業者と、市場競争の中で収益を確保しなければならない事業者との間に生じる競争条件の差についても検討が不可欠である。公正な競争環境の確保という観点からも、NHK のスクランブル化を含む受信料制度の見直しは避けて通れない論点である。 さらに、NHK が保有する剰余金、積立金及び各種資産の規模に		
--	---	--	--

	についても、その必要性及び受信料負担との関係を国民に対して十分説明する必要がある。公共放送としての特別な地位を維持するのであれば、それに見合う説明責任が求められる。 以上のことから、NHK のスクランブル化及び受信料制度の抜本的見直しを検討対象から除外したまま放送事業制度の規制緩和を進めることは、制度全体の整合性及び競争の公平性の観点から問題があるため、本改正案には反対する。 以上、芯の通った再考を求める 【個人 01】		
101	○【意見の概要】 本省令改正案に関し、放送事業者に対する外国資本の支配・影響力について、以下の観点から意見を提出する。 【意見 1：TBS ホールディングスと韓国 CJ ENM の合併会社「StudioMonowa」における支配関係の認定】 2026 年 4 月 10 日、TBS ホールディングスは韓国総合コンテンツ大手 CJ ENM および U-NEXT HOLDINGS と合併会社「StudioMonowa 株式会社」を設立した。出資比率は CJ ENM51%・TBS40%・U-NEXT9% であり、CJ ENM がコンテンツ企画・制作の主導権を握る構造となっている。 放送法第 52 条の 8 は放送事業者に対する外国人等の議決権保有制限（5 分の 1 未満）を定めているが、TBS の放送免許を持つ基幹放送事業者としての中核コンテンツ業務を、外国企業が 51% を保有する合併会社に委ねる行為が、放送法が外資規制を設けた趣旨と整合するかについて、本省令改正の「支配関係の定義」の観点から明確な基準を設けるべきである。 【意見 2：スポンサー・広告主を通じた外国資本の放送内容への	放送分野における外資規制等に関する御意見は、本件意見募集の対象外ですが、放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	間接的影響力の規制】 現行の放送法外資規制は株式・議決権の直接保有を規制対象としているが、スポンサー（広告主）として外国資本・外国政府系企業が放送事業者に対して多額の広告費を支出することにより、番組内容に間接的な影響力を及ぼすことは規制対象外となっている。 特に以下の問題を指摘する。 (1) 韓国政府のコンテンツ輸出機関 KOCCA（年間約 485 億円規模の補助金）の支援を受けた韓国エンターテインメント企業が、民放・NHK の番組においてスポンサー・タイアップの形で参入し、番組内容の韓国向け編集や韓国文化の宣伝に影響力を行使することは、スポンサーを通じた「支配関係」の一形態として規制の対象とすべきである。 (2) NHK は受信料という公的財源で運営される公共放送であるにもかかわらず、韓国政府補助金を受けたアーティストを音楽番組「Venue101」等に継続的に起用し、韓国の食文化の紹介まで行っている。受信料で運営される公共放送の番組編成に外国政府のコンテンツ輸出戦略が影響を及ぼすことは、公共放送の中立性・公正性の観点から問題であり、NHK の番組編成における外国政府補助金受領コンテンツの起用に関する基準を整備すべきである。 【意見 3：フジテレビ・TBS の外資比率の実態と法的措置の必要性】 報告によれば、フジテレビは外資比率が約 42%、TBS は約 41% に達しており、放送法の外資規制（20%未満）を超えていると指摘されているにもかかわらず、行政措置が取られていない。本省令改正において、外資比率の算定方法・調査方法・違反時の行政		
--	--	--	--

	措置について明確な基準を設け、厳格な運用を確保すべきである。 【意見 4：外国政府・外国政府系機関との資本関係を持つ企業による放送事業者への参入規制】 香港系ファンド「オアシス・マネジメント」による KADOKAWA（議決権 11.89%）および花王（議決権 12.52%）への参入に見られるように、2020 年国家安全維持法施行以降に中国共産党の実質的影響下に入った香港を拠点とする資本が、日本のコンテンツ・メディア関連企業の主要株主となるケースが増加している。放送事業者またはその関連会社・コンテンツ子会社への出資における「支配関係」の定義において、外国政府・外国政府系機関との資本関係を持つ企業については、より厳格な審査基準を設けるべきである。 【意見 5：外国人スタッフ・外国籍外部ディレクターを通じた番組編集への影響】 総務省の行政指導実績にもあるように、NHK を含む放送事業者の番組制作に関与する外部スタッフ・外注ディレクターの中には外国籍保有者が含まれており、その国籍構成は非公表となっている。特定役員の定義のみならず、番組編集に実質的な影響力を持つ外部制作スタッフについても、外国政府の影響力遮断の観点から情報開示義務を整備すべきである。 【まとめ・要求事項】 (1) 合併会社・子会社を通じた外国資本の放送事業者コンテンツ部門への実質的支配を「支配関係」として明確に定義し規制対象とすること		
--	--	--	--

	(2) スポンサー・広告主を通じた外国政府系資本の番組内容への間接的影響力を規制する基準を設けること (3) NHK の番組編成における外国政府補助金受領コンテンツの起用基準を整備すること (4) フジテレビ・TBS の外資比率超過問題に対し、本省令改正を機に厳格な是正措置を実施すること (5) 外国政府・外国政府系機関との資本関係を持つ企業による放送関連企業への参入に対し、より厳格な審査基準を設けること (6) 番組制作に関与する外部スタッフの外国籍比率・国籍構成の定期公表を義務付けること 以上 ○ 放送法施行規則における支配関係の定義の改正にあたり、以下の点について意見を申し上げます。 1. LINE ヤフーへの韓国 NAVER の支配関係 LINE ヤフー株式会社は日本人の 8 割以上が使用する通信・情報インフラです。しかし親会社 A ホールディングスを通じてソフトバンクと韓国 NAVER（ネイバー）がそれぞれ 50% の議決権を保有しており、実質的に韓国資本が日本最大の通信・情報プラットフォームを支配しています。 2023 年には日本人ユーザーの個人情報が韓国サーバーに漏洩する問題が発生し、総務省の行政指導後もデータ移管対応が大幅に遅延しました。 2. FAST プラットフォームを通じた外国コンテンツの支配 韓国サムスン電子・LG 電子が自社スマートテレビに搭載した FAST プラットフォーム（Samsung TV Plus・LG Channels）を通		
--	---	--	--

	じて K コンテンツを無料配信し日本市場に浸透する戦略を推進しています。FAST は放送法の規制対象外という法的空白を利用しており、実質的な放送サービスが外国資本によって規制なしに提供される状況が生まれています。 3. 支配関係の定義に関する具体的な意見 現行の支配関係の定義は議決権比率・役員兼任比率に基づいていますが、以下の観点からの強化を求めます。 ア) 外国資本が議決権の 3 分の 1 以上を保有する場合を支配関係とみなす基準の明確化 イ) インターネット経由の FAST プラットフォーム等の実質的放送サービスへの支配関係規定の適用拡大 ウ) 外国資本による支配関係が認められる事業者に対するデータ管理・情報セキュリティ基準の強化 エ) 外国政府と密接な関係を持つ資本による支配関係への追加規制の検討 4. 表現の自由享有基準の特例について 外国資本が支配する通信・放送プラットフォームにおいてアルゴリズムによる特定コンテンツの優先表示が行われている実態があります。LINE マンガにおける韓国発コンテンツの優先表示はその典型例です。表現の自由享有基準の特例を設ける際には、このようなアルゴリズムによる情報操作の観点も含めた検討を求めます。 日本の放送・通信インフラが外国資本の支配下に置かれることは、国民の情報環境・安全保障上の重大な問題です。今回の省令改正において、外国資本による支配関係の規制を実効性ある形で強化されることを強く求めます。		
--	--	--	--

	【個人 03】		
102	○ 公共の財産であるはずの電波を利用する地上波放送を視聴するために、なぜ国民は多重の経済的負担を強いられなければならないのか。ラジオの聴取が受信機購入のみで完結するように、テレビ放送もまた公共財としての適正な還元がなされるべきである。本改正案は、こうした「公共財の私物化・搾取構造」を放置し、かつ政府によるメディア支配を強化する恐れがあるため、断固反対する。 公共財の不当な私物化（ラジオとテレビの矛盾） ラジオは受信機を購入すれば聴取する権利が保障される。なぜテレビ放送は、テレビ本体を購入するだけでは足りず、強制的な受信料徴収に加え、アンテナ、ケーブル、光回線等の多重のインフラ維持費用を国民が負担しなければならないのか。公共の財産である「電波」を使いながら、国民から過度な経済的搾取を続ける現行の仕組みは、憲法が保障する「知る権利」の実質的な行使を阻害しており、制度上の重大な矛盾である。 「表現の自由」を人質にした情報統制の強化 改正案が「表現の自由」を冠しながら、支配関係の定義を政府の恣意的な運用が可能な形へと書き換えようとしている点に強い疑念を抱く。この定義の改悪は、政権の意向に反するメディアに対し、「役員構成」を理由として免許取り消し等の圧力をかけるための「監視ツール」として悪用されるリスクが高い。これは、公共の電波を政府の意のままに操る検閲と等しい。 国民への背信行為と民主主義の危機 国民に経済的負担を課し続けながら、その放送内容までを政	今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）第3章「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例」を改正するものであって、第2章「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義」を改正するものではありません。 なお、公共財産である電波の私物化等に関する御意見は、放送行政に対する一つの見解として承ります。	無

	府の監視下に置こうとするやり方は、民主主義への背信行為である。「支配関係の透明化」という大義名分のもとで、実質的には「政権への忠誠度」を測るスクリーニング制度を構築しようとしているのなら、断固として容認できない。 真の放送改革への転換を求める 真に表現の自由を重んじ、国民のための放送制度を確立するならば、以下の改革こそが行われるべきである。 公共財としての電波の還元：受信料の強制徴収を廃止し、電波本来の公共性に立ち返った視聴のあり方を再構築すること。 政府からの独立性担保：役員定義の小手先操作ではなく、政府が放送内容へ介入することを法律で明確に禁じること。 現状の改正案は、既得権益の保護と情報統制の強化を目的としたものであり、国民の利益を著しく損なう。携帯電話料金にも言えることだが、行政は既得権益の保護ではなく公共財である電波を国民の手に取り戻す抜本的な制度改革を優先せよ。 【個人 17】	
103	○ 公共の財産であるはずの電波を利用する地上波放送を視聴するために、なぜ国民は多重の経済的負担を強いられなければならないのか。ラジオの聴取が受信機購入のみで完結するように、テレビ放送もまた公共財としての適正な還元がなされるべきである。本改正案は、こうした「公共財の私物化・搾取構造」を放置し、かつ政府によるメディア支配を強化する恐れがあるため、断固反対する。 公共財の不当な私物化（ラジオとテレビの矛盾） ラジオは受信機を購入すれば聴取する権利が保障される。な	

	ぜテレビ放送は、テレビ本体を購入するだけでは足りず、強制的な受信料徴収に加え、アンテナ、ケーブル、光回線等の多重のインフラ維持費用を国民が負担しなければならないのか。公共の財産である「電波」を使いながら、国民から過度な経済的搾取を続ける現行の仕組みは、憲法が保障する「知る権利」の実質的な行使を阻害しており、制度上の重大な矛盾である。 「表現の自由」を人質にした情報統制の強化 改正案が「表現の自由」を冠しながら、支配関係の定義を政府の恣意的な運用が可能な形へと書き換えようとしている点に強い疑念を抱く。この定義の改悪は、政権の意向に反するメディアに対し、「役員構成」や「支配関係」を理由として免許取り消し等の圧力をかけるための「監視ツール」として悪用されるリスクが高い。これは、公共の電波を政府の意のままに操る検閲と等しい。 国民への背信行為と民主主義の危機 国民に経済的負担を課し続けながら、その放送内容までを政府の監視下に置こうとするやり方は、民主主義への背信行為である。「支配関係の透明化」という大義名分のもとで、実質的には「政権への忠誠度」を測るスクリーニング制度を構築しようとしているのなら、断固として容認できない。 真の放送改革への転換を求める 真に表現の自由を重んじ、国民のための放送制度を確立するならば、以下の改革こそが行われるべきである。 ・公共財としての電波の還元：受信料の強制徴収を廃止し、電波本来の公共性に立ち返った視聴のあり方を再構築すること。		
--	---	--	--

	・政府からの独立性担保：役員定義の小手先操作ではなく、政府が放送内容へ介入することを法律で明確に禁じること。 現状の改正案は、既得権益の保護と情報統制の強化を目的としたものであり、国民の利益を著しく損なう。行政は既得権益の保護ではなく、公共財である電波を国民の手に取り戻す抜本的な制度改革を優先せよ。また、本改正案のような小手先の規制変更を論じる前に、なぜ通信インフラの事実上の寡占による不当な値上げには行政が介入しないのか。交通インフラの運賃値上げには厳格な審査を行う一方で、通信インフラには競争を口実に介入を避ける行政のダブルスタンダードこそが、国民の不信感の源泉であることを指摘しておく。 【個人 20】	
--	--	--